

【仕様書たたき台】 税理士仕様書 (機能) 02 法人住民税

機能名称		仕様のたたき台	更新フ ロート	追加機能事項	追加機能の内容	検討項目 (論点案)	※2020/9/8時点	追加機能事項に対する事務局見解	仕様書たたき台 (修正案)	※2020/9/8時点	第4回補論訂 当日検討内容	検討結果					
0010	1.1.1.1	法人基本情報管理 (法人台帳)	1.5	法人台帳 (設置) 届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。	<p><追加機能事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 「支店情報は無制限に登録でき」について、APPLIC税TFより「実際には上限値があるため、「複数登録できる」等に記載を改めるべき」との意見がありました。 「特約問題ないと思っておりますが、皆様の現行運用を踏まえて、最低でも〇〇以上」などの制限はあるでしょうか。あるいは、現行のパッケージ運用で困っている点はなく、「複数登録できること」でも事業主は問題ないでしょうか。→現行運用システムで、登録数に制限があるなど運用に支障が出ている場合はご指示ください。 	支店の登録数について、各構成団体がパッケージ機能で支障がない点確認できたため、「複数登録できること」に変更します。	<p>法人台帳 (設置) 届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人番号 (番号法に定める法人番号) (※1) 法人管理番号 (団体独自に付番している番号) 共通理名管理番号 (※1) 法人名 (漢字・カナ・アルファベット) (※1) 代表者名 (漢字) (代表者住所) 本支店区分、本店 (所在地、郵便番号、電話番号)、市町村内事務所 (名称、所在地、電話番号、郵便番号) (※2) 届出日 異動日 (登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日) 設立日、設置日、廃止日、解散日、清算完了日、事業開始日、事業休止日、事業再開日 異動区分 (設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算完了、事務所等なし、除却、復活等) 法人区分 (普通法人、公益法人等)、組織区分 (株式会社、有限会社等) 書類送付先 (※1) 決算期 (半年決算法人の管理を含む)、事業年度 資本金の額 従業員数 分類区分 産業分類コード (大分類、中分類)、事業種目 連絡先情報 税理士情報 (氏名、住所、電話番号等) 申告期限延長の有無および期間 収益事業の有無 減免・非課税区分 申告書送付区分 選行口座情報 <p>※1 支店情報は無制限に登録できること。</p>	<p>法人台帳 (設置) 届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人番号 (番号法に定める法人番号) (※1) 法人管理番号 (団体独自に付番している番号) 共通理名管理番号 (※1) 法人名 (漢字・カナ・アルファベット) (※1) 代表者名 (漢字) 本支店区分、本店 (所在地、郵便番号、電話番号)、市町村内事務所 (名称、所在地、電話番号、郵便番号) (※1) (※2) 届出日 異動日 (登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日) 設立日、設置日、廃止日、解散日、清算完了日、事業開始日 異動区分 (設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算完了、事務所等なし、除却、復活等) 法人区分 (普通法人、公益法人等)、組織区分 (株式会社、有限会社等) (※1) 書類送付先 (※1) 決算期 (半年決算法人の管理を含む) または事業年度 資本金の額 従業員数 分類区分 産業分類コード (大分類、中分類) 連絡先情報 税理士情報 (氏名、住所、電話番号等) (※1) 申告期限延長の有無および期間 収益事業の有無 減免・非課税区分 申告書送付区分 選行口座情報 (収納・口座管理システムでの対応も可とする。) ※1 支店情報は無制限に登録できること。 ※2 支店情報は無制限に登録でき、支店ごとの開業日を管理できること。 	<p>・従業員数について、0市は申告書が第6号様式であり、均等割従業員数の管理は行わないため、対応不可となる点を申し添える。(0市)</p>	1. 変更なし							
		法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。 任意での番号登録もできること。		APPLIC税TFの追加要件提案を受けて、オプション機能を追加します。なお、本件の考え方は最下部の要件をご参照ください。							法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。	<p>・APPLIC税TFからの追加要件 (法人管理番号の手動変更) について、運用上は自動採番のもので必要ないと考えられる。(K市)</p> <p>→APPLIC税TFの要件案 (法人管理番号の任意変更) は削除する。(総務省)</p>	1. 変更なし				
		法人基本情報の登録時に二重登録チェックができること。		1.5, 8.1							<p>【オプション】</p> <p>検索結果画面から、法人の新規登録、又は異動登録ができること。</p> <p>【必須】</p> <p>法人番号をもとに、登録時に重複チェックができること。重複している場合はアラートを出すこと。</p>	1. 変更なし					
		法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。(普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等) また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとそれ以外に区別できること。		1.5							<p>0市：手動設定</p> <p>0市：自動設定 (ただし、手動を併用)</p> <p>なお、APPLIC税TFより社団6社が仕様書たたき台 (修正案) のとおりの機能仕様であり、特約修正する必要はないと考えます。</p> <p>よって、仕様書たたき台 (修正案) で確定したいと思います。</p>			<p>法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。(普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等) また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとそれ以外に区別できること。</p> <p>法人区分とは別に、課税区分を登録できること。課税区分は、「課税/非課税/均等割課税/減免」とする。</p>	1. 変更なし		
		税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して税理士情報が登録できること。		1.5							<p>マスタ管理の要否が分かれることから、本件オプション機能として整理しました。関連して、8.2.5、8.3.4もオプション機能化します。</p> <p>なお、APPLIC税TFに照会した結果は以下のとおりです。</p> <p><APPLIC税TF照会結果概要></p> <p>Q.1. マスタ管理しているパッケージにおける個別登録の可否</p> <ul style="list-style-type: none"> マスタ以外からの個別登録可能：1社 マスタ以外からの個別登録不可：6社 (※有効登録：7社) <p>Q.2. マスタ管理→マスタ以外のシステム移行、又はその逆におけるデータ移行の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理項目の差異によるデータ移行課題 マスタ管理でない場合は、同一の税理士であっても異なる漢字で登録されている可能性があるなど、同定作業に工数を要する。 			<p>【オプション】</p> <p>税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して税理士情報が登録できること。</p>		<p>・0市は現状税理士をマスタ管理しているが、オプション機能でも問題ない。(アビーム)</p> <p>→オプション機能で問題ない。(0市)</p>	1. 変更なし
		申告書等の送付先として、本/支店、代表者・代表清算人、関与税理士、その他を選択できること。任意の住所も入力もできること。		1.5							申告書等の送付先として、本/支店、関与税理士、その他を選択できること。任意の住所も入力もできること。			申告書等の送付先として、本/支店、関与税理士、その他を選択できること。任意の住所も入力もできること。		1. 変更なし	
		法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモに登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。メモには300文字以上登録できること。		1.5							法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモに登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。メモは、法人台帳ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。過去に登録したメモの修正、削除もできること。			法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモに登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。メモは、法人台帳ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。過去に登録したメモの修正、削除もできること。			

機能名称	仕様書たたき台	最新プロト	追加確認の内容	検討項目（論点集） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0080	1.1.8. 台帳修正	1.5.	法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異動入力には最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異動日・処理日を含む）を含めて閲覧できること。 法人履歴リストが出力できること。		法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異動入力には最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異動日・処理日を含む）を含めて閲覧できること。 最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。		
0090	1.1.9.	1.5.	法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とする。 ※法人情報を他税目でも共通的に管理しているシステム構成であるとき、他税目でも利用がある場合は削除不可とする。		法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とする。 ※法人情報を他税目でも共通的に管理しているシステム構成であるとき、他税目でも利用がある場合は削除不可とする。		
0100	1.1.10. 連結法人管理	1.5.	連結子法人のシステム管理項目にて、連結親法人を管理できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は法人基本情報を連携して、取次参照ができること。		連結子法人のシステム管理項目にて、連結開始、届出日が管理（設定・保持・修正）できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は、親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。		
0110	1.1.11. 合併法人管理	1.5.	被合併法人の台帳情報として、合併先法人の法人台帳があれば登録情報を紐づけて表示できること。合併先法人（存続法人）の台帳情報でも合併元法人の情報が照会できること。		被合併法人の台帳情報として、合併先法人の法人台帳があれば登録情報を紐づけて表示できること。 被合併法人は、合併日前までの事業年度の事業年度については自動で削除されること。 【オプション】 合併法人の台帳情報でも被合併法人の情報が照会できること。		
0120	1.1.12. 事業年度異動	1.5.	法人税法第14条の規定に基づきみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の変更の修正もできること。	＜確認事項＞ APPLICRFより、処理の条件を明確にした上で対応可否を確認したい旨、申し出がありました。本件、以下のように想定していますが、認識として問題ないかをご教示ください。 ＜みなし事業年度の自動反映について＞ 以下、すべて法人基本情報画面での入力を想定しています。 ①解散・・・解散日の入力など、解散を登録することで事業年度が自動で変更 ②被合併による解散・・・被合併法人の法人基本台帳に、合併入力（合併法人や合併日など）を入力して更新することで、事業年度が自動で変更 ③清算法人の事業継続・・・解散入力をして現況が解散となっている法人について、事業継続の登録をしたことに起因して事業年度が自動で変更 ④清算終了・・・清算終了日を入力して、事業年度が自動で変更 ⑤公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始・・・該当の法人区分の法人が、課税区分（収益区分）の変更があった場合に、異動日をもとに収益開始日を判断して事業年度を自動で変更（収益事業を開始した日からその事業年度終了の日までの期間） ⑥公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合、又はその逆・・・法人区分の変更及び異動日をもとに、事業年度開始の日から異動が発生した日の前日まで及び異動が発生した日から事業年度の終了の日までの期間で事業年度を自動変更 ⑦連結納税加入/離脱・・・連結子法人の法人基本情報で、連結加入日等を入力して更新することで事業年度が自動で変更 ⑧破産手続き開始・・・異動事由で破産を選択し、破産手続き開始日（又は異動日）を入力して更新することで、みなし事業年度が自動で反映	法人税法第14条の規定に基づきみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の変更もできること。		
0130	1.1.13. eLTAX連携	1.9.	eLTAX利用届出内の利用者IDと法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が出力されている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。	＜追加確認事項＞ （1）eLTAX連携をされている場合 ・納税者IDをキー情報とすれば、利用者IDは必須ではないでしょうか。APPLICRFからも変更される場合がある利用者IDより、変更されない納税者IDがキー情報として望ましいとの意見があります。 ・仮に利用者IDを、eLTAXの紐づけ以外に利用されている場合はご教示ください。 （2）eLTAX連携をされていない場合 ・納税者ID等は、システムに登録していませんか。 ・その場合は電子申告利用法人であることをどのように管理していますが、（電子申告フラグが登録できる、など）。あるいは、法人基本情報の「申告書要否登録」機能で個別に登録処理をされていますか。 ※2.1.7の要件の参考にします。 （3）納税者IDの管理場所（登録先システム） ・APPLICRFより、納税者IDは税金管理システム等で管理する構成もあるため、「法人住民税システムで管理している」の文言を削除すべき旨提案がありました。特段問題ないと考えたため、提案を受け入れる想定ですが、意見があればご指摘お願いいたします。 【8/6 WTで確認した内容】 ・C市：納税者IDのみ利用している。 ・E市：納税者IDのみ利用している。 ・K市：利用者IDで基本台帳と紐づけ、納税者IDで課税データと紐づけ。	【目：機能要件】 eLTAX利用届出内の納税者IDと利用者IDと法人住民税システムを連携して法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録・変更登録を管理できること。電子申告利用届が紐づけられている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。 【事務局見解】 ・キー情報は納税者IDとして、要件を変更します。 ・K市意見より、利用者IDについては、照会せ対応であることから、eLTAX利用者が多い政令市等の大規模自治体で必要性が高いと考えられます。全国一律では必須とは言えないため、1.1.13に管理項目（オプション機能）として掲載することはいかがでしょうか。 （3）納税者IDを管理するシステム ・0市・K市から、プレ申告データ作成等に際しての懸念をいただきました。仮に宛名管理システムでの管理であっても、2.1.19.（プレ申告データ作成）などの要件を満たすことは必須となります。したがって、管理するシステムを決定する必要性は小さいとして「法人住民税システムで管理する」の文言は削除します。	・APPLICRFの要件を受け入れて、仕様書を修正する。（要件修正案のとおり）	
							6. APPLICRF照会
							2. 修正

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0140	1.1.14	未登録法人	法人台帳に登録されていない法人について、未登録法人として管理するか否かを選択できること。		※削除		
0150	1.1.15	基本情報異動リスト	法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。 異動年月日を範囲指定して、対象の異動が抽出できること。		法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。 異動年月日を範囲指定して、対象の異動が抽出できること。		
0160	1.1.16	除却処理	法人台帳からの除却処理ができること。除却された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理もできること。 除却・復活履歴書 除却法人一覧が出力できること。		法人台帳からの除却処理ができること。除却された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理もできること。 除却法人一覧が出力できること。		
2. 申告書実行							
2.1. 申告書内・納付書作成							
0170	2.1.1	申告書、納付書作成 (一括処理)	指定した決算年度の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 <一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 ・清算予納申告書	2.1. 2.2. <追加機能事項> (1) APPLIC税TFより、「中間申告書も一括作成の対象とすることが一般的であり、必須機能とすべき」旨の意見がありました。 ・法の趣旨、構成員の取組運用を踏まえると、中間申告書の一括作成機能は無くとも良いと判断していますが問題ありませんか。 →個別作成の処理は2.1.15で行うことができ(2.1.15は申告書種類を指定していないため)、仮に中間申告書が必要な法人を管理したい場合はオプション機能(2.1.6.)で管理して個別対応という流れを想定しています。 (2) APPLIC税TFより、抽出条件は決算期に限定せず、申告期限のパターンも認めるべきとの意見があります。それぞれメリットがあるため、という意見ですが、構成員の事前確認結果では決算期であるべきで、申告期限とすべきではないとの見解でした。事務局案も同じため、決算期に限定することを法人側の結論としたいと考えますが問題ないでしょうか。	中間申告の一括作成について、団体間で運用が分かれるものの、実装不可とすべき機能ではないことからオプション機能として定義します。 <追加確認結果> ・必要：H・I・J市 ・不要：B・C・D・E・F・G・K市	指定した決算年度の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 <一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 ・清算予納申告書 【オプション機能】 ・中間申告書を一括作成の対象に含められること。 ・清算予納申告書を一括作成の対象に含められること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。
0180	2.1.2		指定した決算期の申告書に対応する納付書を一括で作成できること。確定申告について、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 <一括出力対象> ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用 ・清算予納申告書用	2.1. 2.2.	※2.1.2と同様に中間報告書用をオプション機能化しました。	指定した決算期の申告書に対応する納付書を一括で作成できること。確定申告について、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 <一括出力対象> ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用 【オプション機能】 ・中間申告書用を一括作成の対象に含められること。 ・清算予納申告書用を一括作成の対象に含められること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。
0190	2.1.3		指定した決算年度の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 法人管理番号の範囲指定により印刷対象を抽出することもできること。 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順 (番号の範囲指定も可) ・地域/分別法人順 (延長の場合は延長有無を組み合わせる) に法人管理番号順 ・法人名カナ順 ・税理士別での出力対応 ・区内特別郵便の出力対応 (住所順での出力) ・法務番号の昇順 (法人税・県道税長ととの三枚印刷発行を行う自治体のため)	2.2. <追加機能事項> ・APPLIC税TFより、「法人管理番号順 (番号の範囲指定も可) については範囲指定ではなく個別指定で足りるのではとの意見があります。 ・これについて、「範囲」で指定しなくとも、個別に対象法人を検索して出力できれば足りる場合は、(1)内の番号範囲指定を削除します。 (例として、法人管理番号の0100-0200番を指定して一括出力するようなシーンはあまりないと想定) ※個別に検索する機能は、2.1.15に記載しています。	・番号の範囲指定機能は不要として削除します。 ・第2回町でE市より、学校法人、社会福祉法人への対応として、該当法人の一括作成も可能とすべき (オプション機能) 旨、ご指摘頂いたため、追記しました。	指定した決算年度の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。法人管理番号の範囲指定により印刷対象を抽出することもできること。 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順 (番号の範囲指定も可) ・地域/分別法人順 (延長の場合は延長有無を組み合わせる) に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応 (住所順での出力) 【オプション機能】 ・社会福祉法人、更生保護法人、学校法人を選択して一括作成ができること。 ・税理士別での出力対応ができること。	・APPLIC税TFの修正意見並びに仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。
0200	2.1.4		法人基本台帳の情報をもとに、以下の均等割申告対象法人については、均等割申告書 (第22号の3様式) が出力されること。 【均等割対象法人】 ・公共法人 (地方税法第206条第1項第1号に掲げる法人以外) ・公益法人等 (地方税法第206条第1項第2号に掲げる法人以外) ※収益事業「無」の場合	2.1. 2.2.		法人基本台帳の情報をもとに、法321条の8第19項の規定により申告納付を行う法人については、均等割申告書 (第22号の3様式) が出力されること。	
0210	2.1.5	送付対象管理 (一括処理)	申告書送付要/不要の管理ができ、申告書不要の法人については申告書一括作成時に対象外とできること。	1.5. 2.1.		申告書送付要/不要の管理ができ、申告書不要の法人については申告書一括作成時に対象外とできること。	

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目（論点集） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0220	2.1.6.		<p>予定申告書の一括作成は、前事業年度の課税標準額（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。</p> <p>※<u>中間申告書の要否は申告書入力、法人基本情報からの個別登録もでき、前年度の法人税額が20万円以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。</u></p>	<p>・0・K市の指摘を踏まえて、「課税標準額」の文言を削除します。</p> <p>＜事前確認結果＞ 中間申告の個別登録機能について、 ・必須：H・I・K市 ・任意：B・C・D・E・F・J市</p>	<p>予定申告書の一括作成は、前事業年度の課税標準額（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。</p> <p>【必須】 予定申告書の要否は申告書入力、法人基本情報からの個別登録もでき、前年度の法人税額が20万円以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。</p> <p>【オプション】 前事業年度の月数が12に満たない場合は、月数計算して予定申告の対象となる法人を自動判断して対象とできること。</p> <p>【オプション】 中間申告書の送付が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象となること。また、リスト等で送付月別に抽出できること。</p>	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2.修正
0230	2.1.7.		<p>申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを団体ごと一括設定できること。</p> <p>なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。</p> <p>※<u>eTAX利用法人（利用者IDの登録者法人、納付書は一括作成の対象とできること）</u> ※<u>業務所等なしの法人（業務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）</u></p>	※前回同様で、利用者IDの登録に関わらずeTAX利用法人に申告書を送付しない対応としていたため、記載を見直しました。	<p>申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。</p> <p>なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。</p> <p>・eTAX利用法人（利用者IDの登録者法人）、納付書は一括作成の対象とできること） ・電子申告機能のある法人（大法人等） ・業務所等なしの法人（業務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）</p>		
0240	2.1.8.	申告書送付先・宛名シール作成	<p>（意空き対策対応として）申告書に、法人基本情報に登録されている送付先宛名を出力できること。</p> <p>送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。</p> <p>上記は、一括処理・個別処理ともに可能なこと。</p>	<p>・宛名シールは利用頻度が低いことから、オプション機能とします。</p>	<p>（意空き対策対応として）申告書に、法人基本情報に登録されている送付先宛名を出力できること。</p> <p>【オプション】 送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。 上記は、一括処理・個別処理ともに可能なこと。</p> <p>【オプション】 納付書一体型申告書を作成できること。納付書一体型申告書には、意空き対策対応として、法人基本情報に登録されている送付先宛名を出力できること。 上記は、一括処理・個別処理ともに可能なこと。</p>	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2.修正
0250	2.1.9.	申告書同封資料作成（一括処理）	<p>決算期を指定して、申告書案内通知を一括出力できること。</p> <p>※<u>送付先宛名に送付する場合に当該税理士の税理士コードが出力できること。</u></p> <p>＜対象申告書＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等額申告書</p>	<p>※送付先宛名を出力できることを記載して、内容を明確化しました。</p> <p>※中間申告書、清算予納申告書をオプションで追加しました。</p>	<p>決算期を指定して、法人基本情報に登録されている送付先宛名（意空き対策対応）を出力した申告書案内通知を一括出力できること。</p> <p>個別での出力もできること。</p> <p>＜対象申告書＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等額申告書</p> <p>【オプション】 税理士等の案内通知も出力できること。 均等額申告書の送付先宛名も出力できること。 清算予納申告書の送付先宛名も出力できること。</p>	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2.修正
0260	2.1.10.		<p>申告書を印刷した法人税の税率表を一括出力できること。</p>		※削除		
0270	2.1.11.		<p>合併市町村において2以上の区域に事業所を有する法人を対象に、合併前市町村名の内訳を記載した税務者数内訳書を一括出力できること。</p> <p>（<u>印刷機能</u>が出力できない場合は、合併による不均一課税処理がされている法人の申告書出力順を分けられること。）</p>		※削除		
0280	2.1.12.	申告書送付対象法人抽出	<p>指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書送付リストを作成できること。</p> <p>申告書送付リストは、予定、確定、均等額、清算予納を対象とし、申告区分別に一覧化できること。</p>	<p>※中間申告書の発送について、オプションで追加しました。</p>	<p>指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書送付リストを作成できること。</p> <p>申告書送付リストは、予定、確定、均等額を対象とし、申告区分別に一覧化できること。</p> <p>【オプション機能】 中間申告書の送付先宛名リストで印刷できること。 清算予納申告書の送付先宛名リストで印刷できること。</p>		
0290	2.1.13.	申告書発送情報管理	<p>申告書の発送履歴、発送有無の管理ができること。</p>	<p>・APPLIC脱TFより、本件について機能を引き継いだベンダーがあり、本機能がなくとも未申告管理には影響がないという意見ももらっています。（税TFでは、オプション化を要望）</p> <p>＜確認事項＞ これについて、問合せ対応を主とした機能ではありますが、実際には法人基本情報上で「申告書送付要」となっている法人であれば、発送管理機能がなくとも送付有無は回答できると考えます。したがって、本件オプション機能として整理して良いでしょうか。 ※EUCでの抽出やオンライン画面での確認はできなくなる可能性があります。</p> <p>＜APPLIC脱TF意見＞ ①当該機能がなくとも未申告法人の管理には支障がないか →法人基本情報と申告書の登録状態から未申告法人を抽出可能であるため、未申告法人の管理には支障はない。 ②必須機能とした場合に支障があるか →上記を受けて、「未申告法人の管理に支障がなければオプション機能とする」取り扱いとしてはどうか。</p>	<p>【オプション】 申告書の発送履歴（発送日、発送有無）が参照できること。</p>	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2.修正
0300	2.1.14.		<p>発送履歴はCSV等で抽出できること。</p>		<p>発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で抽出できること。（EUC機能でも可）</p>		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目(論点集) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台(修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
0310	2.1.15	申告書・納付書発行(個別処理)	法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。 <u>印刷済用紙の再発行・納付書も発行できること。</u> <u>紙媒体送付用紙についても個別発行できること。</u>		法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。			
0320	2.1.16	予定申告書出力項目	予定申告書に、以下を出力できること。 <u>ブランク発行もできること。</u> <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・資本金及び資本準備金の合計 ・資本金等の額 ・前年度使途勘合 ・前事業年度の最終申告(確定・修正確定等)割額 ・予定申告額	(1) 予定申告書の前事業年度又は前連結前事業年度の法人税割額の明細(第20号の3様式③から⑤)までの欄は印字されていますが、印字されている場合、③から⑤すべての項目を印字されていますか。 (2) 前期末現在の資本金・資本準備金・資本金等は、出力されていますか、APPLIC税Fより、納税者(法人)が記載すべき項目のためオプションとすべきの意見があります。 (3) 申告書の印刷する紙について、以下のいずれかご回答ください。 ①A4用紙 ②OCR専用紙 ③申告書納付書一体型(専用紙)以外の紙 ※2.1.8の仕様書たたき台修正案でオプション機能として記載したもについて、その妥当性を確認するために各構成員の意見を追加確認させて頂くものです。 ※専用紙を使用されている場合、申告書様式外の余白スペースに、意図的封筒用送付先情報(所在地とは異なる場合がある任意の送付先)を出力されているかご回答ください。 ※2.1.15-2.1.18は、システム出力項目を定義しています。(省令様式で定まっている規定の文言=フォーム部分は定義していません)	(1) 予定申告書の出力項目(③~⑤) ・③～⑤・・・C,E,H,K市 ・⑥～⑧・・・J市 ・⑨～⑫・・・F市 ・印字なし・・・D,G,I市 一前年度の申告内容であり、管理情報を出力するだけであるため、⑨～⑫を必須として良いと考えます。ご意見があればお願いいたします。(修正案は⑨～⑫のすべてを記載) また、予定申告額に関して、システム出力対応として①②④⑤⑥⑦も出力項目としました。 ※K市ご質問事項①については、お見込みのとおり修正があれば最新の税額をもとに計算される前提です。 (2) 資本金、資本準備金等などの出力 ・出力していない構成員が多いため、オプション機能として整理します。 (3) 申告書の出力用紙 ・納付書一体型の専用紙などを利用している構成員が半数程度です。これらをインプットに換装したいと思います。	予定申告書に、以下を出力できること。 <u>ブランク発行(フォームのみ)、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。</u> <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・前事業年度の最終申告(確定・修正確定等)割額 【予定申告額】 ・①確定申告額 ・②予定申告額 ・③この申告により納付すべき法人税割額 ・④均等割月額 ・⑤この申告により納付すべき市町村長税額 →前年度経済補償金 【前事業年度又は前連結前事業年度の法人税割額の明細】 ・前事業年度又は前連結前事業年度の法人税額 ・⑥法人税割額 ・⑦市町村長税の特定管理費税額控除額 ・⑧外国籍会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ・⑨外資の法人税等の額の控除額 ・⑩新設経理に基づく法人税割額の控除額 ・⑪親族乗取の控除に係る法人税割額の控除額 ・⑫納付すべき法人税割額 ・⑬のうち特別徴収取戻税額等又は個別徴収特別徴収取戻税額等に係る法人税割額 ・⑭差引法人税割額 【オプション】 ・前期末現在の資本金の額又は出資金の額 ・前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額 ・前期末現在の資本金等の額	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2.修正
0330	2.1.17	確定申告書出力項目	確定申告書に、以下を出力できること。 <u>ブランク発行もできること。</u> <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税割額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額		確定申告書に、以下を出力できること。ブランク発行(フォームのみ)、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税割額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額			
0340	2.1.18	納付書出力項目	納付書に、以下を出力できること。 <u>ブランク発行もできること。</u> <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・会計年度 ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限	※APPLIC税Fより、記載の半引き上は「申告納付する月の属する年度を記入する」とあるから「会計年度(一年度)」であるとの指摘を受けました。これに基づき、K列：仕様書たたき台(修正案)を変更しました。認識相違があればご指摘ください。	納付書に、以下を出力できること。ブランク発行(フォームのみ)、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 <出力項目> ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・年度 ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限	・仕様書たたき台修正案で問題ない。	2.修正	
0350	2.1.19	プレ申告データ作成(eLTA連携)	eLTA利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTA連携ファイルが作成できること。 <u>(自動連携オプション)</u> <u>プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAに自動連携できること。</u>		eLTA利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTA連携ファイルが作成できること。 プレ申告データ作成対象法人をリストで出力できること。 <u>(自動連携オプション)</u> <u>プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAに自動連携するための機能を有すること。</u>			
0360	2.1.20	還戻法人情報管理	<u>申告書等の返戻法人情報(調査状況・結果、決裁日等)の管理(登録、修正、削除)ができること。</u>		<u>申告書等の返戻法人情報(調査状況・結果、決裁日等)の管理(登録、修正、削除)ができること。</u>			
0370	2.1.21	公示送達処理	<u>調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。</u> <u>※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。</u>		<u>調査の結果、宛先不明のものについて公示送達の処理ができること。</u> <u>※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。</u>			
0380	2.1.22		<u>公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)ができること。</u> <u>※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。</u>		<u>公示送達の調査経過を管理(登録、修正、削除)ができること。</u> <u>※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。</u>			
2.2. 申告書登録・納税作成								

機能名称	仕様書たたき台	備考 ブ ロー と	追加履歴の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0390	2.2.1. 申告書登録基本		<p>該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、確定申告・中間申告・予定申告・みなす申告、見込納付等、申告情報の登録ができること。申告情報は履歴管理できること。</p> <p><対象申告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間申告 (第20号様式) ・修正中間申告 ・予定申告 (第20号の3様式) ・修正予定申告 ・みなす申告 ・確定申告 (第20号様式) ・見込納付 ・修正確定申告 ・均等申告 (第22号の3様式) <p>・退職年金積立金に係る中間申告</p> <p>・退職年金積立金に係る修正中間申告</p> <p>・退職年金積立金に係る確定申告 (第20号の2様式)</p> <p>・退職年金積立金に係る修正確定申告</p> <p>・特定信託に係る確定申告 (旧第20号の4様式)</p> <p>・清算予納申告 (第21号様式)</p> <p>・修正清算予納申告</p> <p>・清算決定申告 (第22号様式)</p> <p>・修正清算決定申告</p>	<p>検討項目とした申告書管理については、オプションとすべきとの回答が多いため、オプション機能として定義します。(修正案をご参照)</p>	<p>該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、<u>申告に定める申告書</u>、みなす申告、見込納付等、申告情報の登録・管理ができること。申告情報は履歴管理できること。</p> <p><u>【オプション機能】</u> 以下の申告書登録については、オプション機能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職年金積立金に係る中間申告 ・退職年金積立金に係る修正中間申告 ・退職年金積立金に係る確定申告 (第20号の2様式) ・退職年金積立金に係る修正確定申告 ・特定信託に係る確定申告 (旧第20号の4様式) ・清算予納申告 (第21号様式) ・修正清算予納申告 ・清算決定申告 (第22号様式) ・修正清算決定申告 		2. 修正
0400	2.2.2. 重複管理		<p>申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。 (修正申告・更正処理を除く)</p>	<p><追加履歴事項></p> <p>(1) 申告期限内に確定申告書が再提出されたケースにおいて、例月設定処理後の場合に、申告・確定取消処理はできますが、出来ない場合は、どのような処理をしているかをご回答ください。</p> <p>(2) 誤登録取消処理ができるシステム運用の場合、確定申告の取消処理はいつの時点でも出来ますが、(申告期限後)はできない、などのシステム制約をしている場合はご報告ください。</p> <p>※構成員意見から、以下のパターンが確認できました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定取消が出来ないため、修正申告として入力 ・確定取消のための更正処理の実施 	<p>申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。 (修正申告・更正処理を除く)</p>		
0410	2.2.3. 訂正・削除		<p>申告書入力後も、未確定であれば申告書の訂正入力(同一申告区分で前入力内容の修正)、削除ができること。 <u>例月の確定処理が済んでいる場合でも、申告年月日、事業年度は修正できること。</u></p>	<p>※2.2.2.で確認します。</p> <p>6.10.1で6.11【市】が追加した「登録後も取消可能」というシステム仕様は保持したいと思います。(確定申告の訂正処理も、更正処理等すること、システム機能の制約に依存する代替的運用も考えます)</p> <p>6.10.2の「必須追加」については、6.11【市】のご意見を踏まえて、また、構成員に問われても重要であればご報告ください。</p>	<p>申告書入力後も、未確定であれば申告書の訂正入力(同一申告区分で前入力内容の修正)、削除ができること。</p> <p><u>【必須追加】</u> 確定後も、申告の取消・削除ができること。その場合、届出確定を行うなどして確定の整合性が保てること。</p>	<p>6.10.1市でも、仕様書たたき台修正案(届出後の申告の取消・削除機能)のとおりのシステム仕様となっていることを確認した。仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。</p>	2. 修正
0420	2.2.4. メモ機能		<p>課税台帳にメモ・備考入力機能を有すること。 <u>メモは、申告書ごとに200字以上入力できること。</u></p>		<p>課税台帳に備考・メモ機能を有すること。 メモは、法人ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。 課税に登録したメモの修正、削除もできること。</p>		
0430	2.2.5. 申告書入力様式		<p>申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。<u>異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない。</u></p>		<p>申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。(異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない)</p>		
0440	2.2.6. 申告入力(共通)		<p>法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。</p>		<p>法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。</p>		
0450	2.2.7.		<p>申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、均等割年数、資本金等、申告延長月数、分割区分、連結区分法人基本情報から派生できる情報が初期設定されること。</p>	<p><追加履歴事項></p> <p>APPLICRより、以下の意見及び機能修正案の提案がありました。これについて、修正理由及び修正機能案で記載を見直すべきかご意見頂けると幸いです。</p> <p>■APPLICR修正意見</p> <p>1. 事業年度開始、終了の自動表示について、「申告区分と事業年度、申告年月日」の表記を削除いただきたい。</p> <p><理由></p> <p>事業年度開始、終了の自動表示に使用する情報を固定化してしまうと、より精度の高い表示機能の実装を阻害する恐れがあるため。</p> <p>2. 初期設定項目から「均等割年数、分割区分、連結区分」を削除し、「その他申告に必要な項目」を追加していただきたい。</p> <p><理由></p> <p>列挙する項目は、申告書様式に記載のある項目のみに留めるべきと考えたため。 また、「原則、標準仕様書に記載されないものは実装ができない」とあることから、当記載がない場合、それまで設定していた列挙項目以外の項目の実装が行えなくなるため。</p> <p><APPLICR 修正機能案></p> <p>申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、均等割年数、資本金等、申告延長月数、分割区分、連結区分等その他申告に必要な項目について、法人基本情報から派生できる情報が初期設定されること。</p>	<p>※APPLICRより修正意見がありました。これについて、案を限定する必要性はないため、修正意見を受け入れることとします。(意見欄を別途参照)</p> <p>申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、均等割年数、資本金等、申告延長月数、分割区分、連結区分等その他申告に必要な項目について、法人基本情報から派生できる情報が初期設定されること。</p>	<p>仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。</p>	2. 修正
0460	2.2.8.		<p>法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日考慮して計算すること。<u>納期限を任意に変更することもできること。</u></p>		<p>法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日考慮して計算すること。<u>納期限を任意に変更することもできること。</u></p>		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目（論点集） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
0470	2.2.9.		法人基本情報の法人区分等をもとに、適用税率は当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。 <u>任意設定</u> もできること。	3.7. <追加機能事項> <APPLIC税TF 修正案> 均等割税率については法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。法人税税率については当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。	均等割税率については、法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。 法人税税率については、当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。 【追加必須要件】 均等割税率を行う自動決定においては、法人基本情報、当該事業年度の法人税税率等を基にした税率の自動設定ができること。			
0480	2.2.10.		法人基本情報で管理する資本金、従業員数を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。	3.7.	法人基本情報で管理する資本金、従業員数を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。			
0490	2.2.11.		最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業員数、分割区分、均等割号数が法人基本情報に反映されること。 申告延長区分、中間申告書も登録できること。	3.7. <追加機能事項> (1) 確定申告書にある「中間申告の要否」は、オンラインでの個別入力処理やeL-TAXの取込などで登録をします。 ※予定申告書の要否の個別登録又は自動判断の機能は別で定義していますが、「中間申告書の要否」はオプション機能又は実装不要とする想定です。現行運用をご指示ください。 (2) 申告延長区分は、「申告登録」画面の機能として必須でしょうか。その場合は、事業年度ごとに登録する意図でしょうか。（法人基本情報画面で登録する機能は別で定義しています。） (3) APPLIC税TFより、以下の修正案があります。理由は以下ですが、申告区分延長、中間申告書の登録も削除提案が来ています。これについて、前半の修正は受け入れ、後半の修正は上記(1)(2)を踏まえて検討する想定ですが、ご意見があれば頂きたいです。 <APPLIC税TF 修正案> 最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業員数、分割区分、均等割号数等の申告書に記録のある項目が法人基本情報に反映されること。 <u>申告延長区分、中間申告書も登録できること。</u> <APPLIC税TF 修正理由> 列挙する項目は、申告書様式に記録のある項目のみに留めるべきと考えるため。また、「原則、標準仕様書に記録されないものは実装ができない」であることから、当記載がない場合、これまで反映していた列挙項目以外の項目の実装が行えなくなるため。	(1) 中間申告書の申告書 ・個人入力：B・D・J・K市 ・登録なし：C・E・G・H・I市 ・eL-TAX取込対象：なし ・事務員見解 ・半数が登録していること、またK市意見より、システムが制度に完全に対応できない場合の措置として個別登録の機能は必要性があると考えられます。 ・したがって、中間申告書の登録はそのまま残します。 (2) 「申告書機能」の申告期間延長の入力項目 ・構成員の現行運用は、登録有無が半々で分かれるものの、事業年度ごとの登録の必要性があることから課税画面での登録を必須機能とします。 ・また、これまでの町で指摘のあった災害延長か否かの情報についても登録できることを記載します。災害延長については、法人基本情報に反映されないことを要件化していますので、認識確認がないかをご確認ください。 (3) APPLIC税TFからの修正案 ・前半意見（法人基本情報に反映される情報の変更） ⇒受け入れて修正 ・後半意見（延長区分、中間申告書の登録機能の削除） ⇒受け入れず必須要件として定義	最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業員数、分割区分、均等割号数等の申告書に記録のある項目が法人基本情報に反映されること。 申告延長の要否・期間・区分（災害/その他等）、中間申告書も登録することで、法人基本情報に反映されること。ただし、災害による延長については、法人基本情報には反映されないこと。（翌事業年度の申告時に継続しないため）	・資本金の額が上書きされる場合、資本金の額が0円でも申告されれば0円を上書きされてしまう可能性がある。資本金は登記情報であるため、法人基本情報は上書きされない方がよい。（G市） ・現行システムでは、資本金・資本金等が法人基本情報に上書きされるが、オプションで良いと考える。（G市） ・現行システムでは、申告書に記録された資本金を上書きする仕様であるが、大法人の判断のために事業年度毎に判断をする必要がある。そのため、上書きがされないようシステム改修を行う予定であり、G市同様の上書きされない仕様が望ましい。（K市） →上記意見を踏まえて、「資本金・資本金等の額は法人基本情報に上書きされない」ことを要件化する。（アビーム） 【仕様書たたき台・修正案】 ・最新事業年度の申告書を入力することで、 資本金・資本金等 、従業員数、その他申告書に記載のある項目が法人基本情報に反映されること。 資本金・資本金等の額は法人基本情報に上書きされないこと。 申告延長の有無・期間・区分（災害/その他等）、中間申告書も登録することで、法人基本情報に反映されること。ただし、災害による延長については、法人基本情報には反映されないこと。（翌事業年度の申告時に継続しないため）	2. 修正
0500	2.2.12.		均等割の月割計算に関して、 <u>みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月を超えない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でできること。</u>	3.7.	均等割の月割計算に関して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月を超えない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でできること。			
0510	2.2.13.		事務所等を有さない法人（清算中の状態でも事務所等を有さない場合を含む）について、 <u>事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。</u> ※均等割月数を自動計算せずに任意で入力	3.7.	事務所等を有さない法人（清算中の状態でも事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 ※均等割月数を自動計算せずに任意で入力。月割計算のエラーチェックは掛からない。			
0520	2.2.14.		政令市においては、 <u>課税区（課税される行政区）の管理ができること。</u> <u>行政区ごとに事務所等開設日の管理、均等割月数、均等割計算ができること。</u>	3.7.	【オプション】 政令市においては、 ・支店ごとに事務所等開設日の管理を行い、開設日をもとに行政区ごとの均等割月数、均等割計算ができること。			
0530	2.2.15.		課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はエラーとなり、エラー箇所を表示できること。 <u>自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。</u>	3.7.	課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はエラーとなり、エラー箇所を表示できること。 自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。			
0540	2.2.16.			3.7.				
0550	2.2.17.	申告入力（確定申告書）	申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」「見込納付額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。	3.7. <追加機能事項> ・G市、K市より、「見込納付額は確定申告時に分かるため、初期表示する項目ではない」とのご意見を頂いています。 ・初期表示が必須としているB・E・H・I市は、「見込納付額」を申告区分として別等処理し、確定申告よりも先にシステム登録されている、という理解で良いでしょうか。（あるいは、確定申告時に見込納付額も合わせて入力しますか。パッケージによっては、見込納付額を共に登録できる機能を有しているかと想定します。その場合、どのように登録しているか（1件1件、又は一括データ連携など）を教えてください。 ※E市は②に、現行システムで見込納付データ→課税システム→一括連携という処理をしている旨ご報告をいただきました。 ⇒上記確認後、初期表示する項目に「見込納付額」を含めるかを整理します。	申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。 【オプション】 見込納付額を流用して表示できること。	・見込納付額の登録とは、確定見込額を確認するための業務要件であるか。また、E・G市では収納システムからのバンチデータを取り込むインターフェースが法人住民税システムにあることか。（アビーム） →収納データの見込納付額バンチデータを取り込むインターフェースが法人住民税システムにある。（E市） →お見込みのとおり。（G市） →取込機能に加えて、取り込んだデータが誤っている場合は修正が必要であるため、通常の申告入力と同様にオンライン画面での修正機能も必要である。（E市） →オプション機能で収納バンチデータの取込機能、見込納付のデータをオンラインで修正する機能を要件化する。（アビーム） 【追加機能】（オプション） （収納データ取込） ・見込納付に関する納付事取込データを取込み、法人住民税システムに見込納付の申告情報が一括で登録できること。（申告区分は見込納付とする） ※オンラインで見込納付申告情報を修正することは、2.2.1.及び2.2.3.の機能で対応可能と想定されるため、追加で要件化は不要。	4. 追加	
0560	2.2.18.		外国税額控除の計算明細入力ができること。 標準税率相当分、超過税率相当分を管理し、外国税控除税額総額と補正後市町村内従業員数と補正後全従業員数から自動計算を行い、外国の法人税等の額の控除額を計算できること。	3.7. <追加機能事項> (1) 外国税控除の計算明細の入力は必須でしょうか？各構成員に置かれては、下記①～③により入力されている項目をご指示ください。 ① 控除額のみ入力している ② 控除額に加え外国税控除税額及び従業員数（全体・市町村内）を入力している。 ③ その他（②に加え入力している項目があれば、具体的に教えてください） (2) APPLIC税TFより、「当案件は、普通交付税算定用資料（市町村住民税制の諸定額等に関する諸）の外国税控除額について、標準税率相当分、超過税率相当分を自動計算することを求める要件と推察されるため。」に、以下の修正案が妥当との意見があります。これについて、認識に齟齬がないか、修正案で問題ないかをご確認してください。 <APPLIC税TF 修正案> ・外国の法人税等の額の控除額について、法人税の控除限度額、補正後市町村内従業員数、補正後全従業員数から、標準税率相当分、超過税率相当分を自動計算できること。	<追加機能事項> ① 控除額のみ入力している ② 控除額に加え外国税控除税額及び従業員数（全体・市町村内）を入力している。 ③ その他（②に加え入力している項目があれば、具体的に教えてください） <要件修正方針> ・属字の【必須】要件部分について、APPLIC税TF修正意見のとおり修正しました。 ・また、多くの構成員が詳細を入力していないことを踏まえて、明細は必須入力項目ではない旨を補記しました。 外国の法人税等の額の控除額について、 外国税控除税額総額、市町村内従業員数、全従業員数を入力することで、外国税控除税額総額、市町村内従業員数、全従業員数を入力せず、控除額のみを入力して税額計算することもできること。 控除額のうち標準税率相当分、超過税率相当分を自動計算できること。			

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目（論点集） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
0670	2.2.19.		<p>特定寄付金控除控除、仮装経理控除がある場合は明細入力が行えること。</p> <p>3.7.</p>	<p><追加確認事項></p> <p>(1) 特定寄付金控除控除は、明細ではなく控除額のみ管理することで足りるという意見が多くありましたが、課税状況への項目になっている「寄附金額」についても入力項目は必要ありませんか。</p> <p>(2) 仮装経理に基づく控除額について、控除未済システム機能では管理していないものの、管理できれば望ましいという回答が複数ありました。</p> <p>→控除額管理を必須、未済管理をオプションとすることで相違ありませんか。</p> <p>(3) 租税協約の実施に係る控除は、金額管理を行う（入力欄を設ける）ことが相違と判断しましたが、認識相違ありませんか。</p> <p>上記を踏まえて、左記の「K判」のような整理をしています。</p> <p>■特定寄附金控除控除 【必須】控除額の入力欄を有すること。 【検計】寄附金額を管理できること。</p> <p>■仮装経理に基づく控除額 【必須】控除額の入力欄を有すること。 【オプション】控除未済額の管理（設定・保持・修正）ができ、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。</p> <p>■租税協約の実施に係る控除額 【必須】控除額の入力欄を有すること。</p>	<p>(1) 寄附金額の管理要件 ・必須：D, C, I, J, K市 ・不要：R, C市 ・その他：件数も必要（E, J, K市）</p> <p>※6市：課税状況だけでなく、修正・更正事項における寄附金額の当初申告要件（確定申告時の寄附金額を超えていないこと）の確認のため、使用</p> <p><事務局見解> ・寄附金額の管理も必須とします。課税状況調べ用に、寄附件数も必須項目としました。 ・【追加事項】としてK市にお知らせします。現在、課税状況調査2表（市町村長税の法人税割額に関する部）の寄附金控除において、「寄附件数」はどのように集計されますか。（システム集計、別途手集計など）</p> <p>(2) 控除未済管理 ・仕様にオプション機能定義する点について異議なしとして、仕様書たたき台修正案のとおりで確定します。</p> <p>(3) 租税協約の実施に係る控除 ・入力欄を設けて税額計算に使用する点、相違なしとして要件を確定します。</p>	<p>特定寄附金控除控除、仮装経理に基づく控除額の入力し、税額計算が行えること。 租税協約の実施に係る控除額を入力し、税額計算が行えること。 特定寄附金の額を管理できること。 控除未済額を管理できること。</p> <p>【オプション】 仮装経理に基づく控除額の未済額が管理（設定・保持・修正）でき、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。</p>	<p>・eLTAから申告データを取り込んだ場合に、取込データから明細情報が分らないため、件数等を確認するには申告書を確認することが必要となっている。システム上に管理項目として登録でき、課税状況調べに反映されると業務効率化に繋がる。（K市） →仕様書たたき台修正案のとおり、「特定寄附金額」「件数」の登録機能を必須機能として定義する。（アビーム）</p>	2. 修正
0680	2.2.20.		<p>減価対象法人の入力を行う際、注意喚起ができること。</p> <p>3.7.</p>		<p>【削除】 減価対象法人の入力を行う際、注意喚起ができること。</p>			
0690	2.2.21.		<p>法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内訳を入力でき、入力した内容が法人税割額の計算に適用されること。入力時に法人基本情報に入力した支店/支店情報も参照できること。分割法人については分割基準が入力されていない場合、エラーとなること。</p> <p>3.7.</p>		<p>法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内訳を入力でき、入力した内容が法人税割額の計算に適用されること。分割法人については分割基準が入力されていない場合、エラーとなること。</p>			
0600	2.2.22.	申告入力（修正確定申告書）	<p>確定申告書入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して確定申告との差額を自動計算できること。</p> <p>3.7.</p>	<p><追加確認結果></p> <p>・「市ご意見より」、「国税の追加算税」による延滞金計算期間が発生することから、追加算税の要件を管理項目とする必要がある。 →延滞金の計算上必要となる項目ですが、どのように管理されていますか。</p> <p>① 追加算税の有無のみ登録できるようにする。 ② ①に加え追加算税対象の額も管理している。 ③ 管理していない。</p> <p>※3.1.1. 更正処理においても同様の管理があるものとします。</p>	<p>確定申告書入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して既に確定した税額との差額を自動計算できること。</p>	<p>・法人住民税システムでは管理項目がない。追加算税の情報は、修正申告時点では確認できず、課税標準額変更通知より追加算税の内容が通知される。（K市） →申告承認処理に関わる内容のため、2.3.「法人税連携・申告承認」に追加する。（アビーム）</p>	1. 変更なし	
0610	2.2.23.	申告入力（中間・修正中間申告書）	<p>確定申告書と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力、修正できること。自動計算された予定申告額を上回る場合にはエラーとなること。</p> <p>3.7.</p>		<p>確定申告書と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力、修正できること。</p>			
0620	2.2.24.	申告入力（予定・修正予定申告書）	<p>予定申告入力時に、前事業年度の申告内容、予定申告額を自動表示できること。</p> <p>3.7.</p>		<p>予定申告入力時に、前事業年度の申告内容、予定申告額を自動表示できること。</p>			
0630	2.2.25.		<p>予定申告額は、手入力、自動表示後の金額の修正もできること。</p> <p>3.7.</p>		<p>予定申告額は、手入力、自動表示後の金額の修正もできること。</p>			
0640	2.2.26.		<p>予定申告書の入力が行われている場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示した上で、差額の計算・入力処理ができること。</p> <p>3.7.</p>		<p>予定申告書の入力が行われている場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示した上で、差額の計算・入力処理ができること。</p>			
0650	2.2.27.	申告入力（みならず申告）	<p>予定申告対象法人について、申告期限以降に申告する法人は、みならず申告処理ができること。申告入力時は申告期限（申告日）、予定申告額を自動表示し、予定申告書入力と同等の処理で入力できること。</p> <p>3.12.</p>		<p>予定申告対象法人について、申告期限以降に申告する法人は、みならず申告処理ができること。申告入力時は申告期限（申告日）、予定申告額を自動表示し、予定申告書入力と同等の処理で入力できること。</p>			
0660	2.2.28.		<p>予定申告の対象であり未申告となっている法人の一覧を出力できること。みならず申告入力後に、みならず予定通知書、みならず予定決議書が出力できること。</p> <p>3.10.</p>		<p>予定申告の対象であり未申告となっている法人の一覧を出力できること。</p> <p>【オプション】 みならず申告入力後に、みならず予定通知書、みならず予定決議書、みならず納付書が出力できること。</p>			
0670	2.2.29.	申告入力（均等割申告書）	<p>様式に合わせて入力、修正ができること。申告入力時に納期限が4月30日（休日を考慮）で固定できること。</p> <p>3.7.</p>		<p>様式に合わせて入力、修正ができること。申告入力時に納期限が4月30日（休日を考慮）で固定できること。</p>			
0680	2.2.30.	申告入力（退職年金積立金確定申告書）	<p>様式に合わせて入力、修正ができること。</p> <p>3.7.</p>		<p>【削除】 様式に合わせて入力、修正ができること。</p>			

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0690	2.2.31	申告入力 (清算 予納申告書)	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	3.7.	【削除】 様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。		
0700	2.2.32	申告入力 (清算 確定申告書)	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	3.7.	【削除】 様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。		
0710	2.2.33	申告入力 (旧特 定信託確定申告 書)	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告に係る特定信託の契約期間を入力できること。	3.7.	【削除】 様式に合わせて入力、修正ができること。 申告に係る特定信託の契約期間を入力できること。		
0720	2.2.34	申告入力 (旧特 定信託予定申告 書)	様式に合わせて入力、修正ができること。 前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。	3.7.	【削除】 様式に合わせて入力、修正ができること。 前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。		
0730	2.2.35	合併申告管理	合併日をまたぐ均等制の月割計算ができること。	3.7.	【削除】 合併日をまたぐ均等制の月割計算ができること。		
0740	2.2.36		合併日をまたぐ確定申告時に、予定申告での既納付額の選付がある場合は旧自治体に分割入力して 選付処理ができること。	3.7.	【削除】 合併日をまたぐ確定申告時に、予定申告での既納付額の選付がある場合は旧自治体に分割入力して選付処理ができるこ と。		
0750	2.2.37		予定申告入力時には、前事業年度の税額額の設定ができること。 確定申告の際に確定した当期分の税額の列挙、不均一課税ができること。	3.7.	【削除】 予定申告入力時には、前事業年度の税額額の設定ができること。 確定申告の際に確定した当期分の税額の列挙、不均一課税ができること。		
0760	2.2.38		事業年度による合併日前後の申告登録時に、法人税割、均等制のパターン別集計制ができること。	3.7.	【削除】 事業年度による合併日前後の申告登録時に、法人税割、均等制のパターン別集計制ができること。		
0770	2.2.39	入力結果確認	申告書の入力チェックリスト (システムに入力した内容の確認リスト) が出力できること。	3.8.	※R市のご意見について、7.1.7.あるいはEUC (汎用データ抽出) 機能にて対応可能と考えます。 申告書の入力チェックリスト (システムに入力した内容の確認リスト) が出力できること。 チェックリストは、日次、月次、任意の期間を範囲指定して出力できること。		
0780	2.2.40	申告一括処理 (パンチデータ 入力処理)	申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、調定を行い、申告書取込結果リスト を作成できること。 このとき、申告された事業年度、法人税割などとともに、法人基本情報の登録有無・事業年度等の形式 チェック、申告税額が適正かをチェックできること。誤りがある申告書については、申告エラーリストが 出力されること。 戻金や中間申告書など、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録 (履歴作成) ができるこ と。	3.5. 3.7.	<追加機能事項> ・APPLICTFより、「現在は、eLTA電子申告データを連携しての申告書登録が一般的であるた め、当該機能は削除すべきとの意見があります。 ・当該機能は利用している団体もあり、かつオプション機能であるため、変更なしで良いと考 えますが、今後の流れを踏まえて不要とすべき等意見があればご教示ください。 申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、調定を行い、申告書取込結果リストを作成できるこ このとき、申告された事業年度、法人税割などとともに、法人基本情報の登録有無・事業年度等の形式チェック、申告 税額が適正かをチェックできること。誤りがある申告書については、エラーと取り、申告エラーリストが出力されるこ 戻金や中間申告書など、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録 (履歴作成) ができること。		
0790	2.2.41	申告一括処理 (eLTA連携)	eLTAと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、調定ができること。取り込んだデータについ て、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー (申告データとシステム上計算された税額の不一致) ・ID割づけエラー (法人名称に登録がない団体ID) ・重複データエラー (同一年度・同一申告区分のデータがあるもの) ・事業年度エラー (自動連携オプション) 外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAデータを自動連携して取り込めること。	3.5. 3.7.	eLTAと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、調定ができること。取り込んだデータについ て、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー (申告データとシステム上計算された税額の不一致) ・ID割づけエラー (法人名称に登録がない団体ID) ・重複データエラー (同一年度・同一申告区分のデータがあるもの) ・事業年度エラー (自動連携オプション) 外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAデータと自動連携する機能を有すること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2. 修正
0800	2.2.42		電子申告データの取り込み処理結果を画面で一覧表示できること。一覧表示から個別選択・一括選 択・登録・修正・削除できること。	3.7.	【削除】 電子申告データの取り込み処理結果を画面で一覧表示できること。一覧表示から個別選択・一括選択・登録・修正 削除できること。		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
0810	2.3.1. 都道府県税連携による申告登録 (一括処理)	2.3. 法人税連携・申告登録	<p>都道府県からの法人税額通知データを取り込み、事業年度単位で一括して申告登録処理ができること。税額通知と不一致の場合は、エラーとすること。</p> <p>チェック項目は課税標準額、使途繰入金、外国税額控除額、全従業員数、該当従業員数、均等割従業員数とすること。</p>	<p><追加検討事項></p> <p>〔1〕法人の事業年度ごとの差額・未登録の管理を行っています。されている場合、システム上で「差額」状態を何らかし管理されていますか。</p> <p>〔2〕都道府県税通知等をもとに差額や更正処理を行う場合、どのような項目を確認事項としていますか (例 法人名・事業年度・法人番号等の法人基本情報、課税標準額、外国税額控除額、等)。現在手動で行っている場合もご回答ください。</p> <p>一システム管理する場合は、何の項目をもとにエラーチェックすべきかの検討材料とします。</p> <p>※なお、APPLICTFより、仕様書たたき台のチェック項目から、「前従業員数、該当従業員数、均等割従業員数」を削除すべきとの意見があります。</p>	<p>・分前通知については、各構成員がシステム外です。</p> <p>・また、本店が多い大都市圏と、他地域では処理件数がかかり異なることから全国共通のシステム標準仕様とすることは困難と考えます。</p> <p>一方で、オプション機能とした場合に各システム事業者が実装する可能性はかなり低いため、現時点ではシステム対応が難しいものと考えます。</p> <p>※2.2.22にて検討項目とした追加算税の有無は、2.3.1.、2.3.2.で必須要件として定義します。</p>	<p>【オプション】</p> <p>都道府県からの法人税額通知データを取り込み、事業年度単位で一括して申告登録のチェックができること。</p> <p>【必須】</p> <p>法人税における追加算税の有無が管理でき、収納システムへ連携されること。</p> <p>【削除】</p> <p>チェック項目は課税標準額、使途繰入金、外国税額控除額、全従業員数、該当従業員数、均等割従業員数とすること。</p>	<p>・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。</p> <p><追加要望></p> <p>・市町村間の課税標準額通知書の作成については、分別法人の本店所在地が多い都市圏ではシステム化のニーズが大きいと考える。eTAX側でこうした機能を取込めないかを検討していただきたい。(0市)</p>	1. 変更なし
			<p>法人税額通知と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。</p> <p>チェック項目は課税標準額、使途繰入金、外国税額控除額、全従業員数、該当従業員数、均等割従業員数とすること。</p>	<p>・APPLICTFより、一括で差額/未登録を処理する機能は、改修を含めて各社対応可能との意見を頂きました。</p> <p>一方で、APPLICTFから考慮事項として2点意見を頂いています。</p> <p>①年一括機能</p> <p>一法人番号で良いと考えます。</p> <p>②差額/未登録の何番登録</p> <p>一各構成員の意見を踏まえると、以下のようなものがありますが、前提として国税データが都道府県通知により異なると考えます。(国税通知では分別基準などは確認できない)</p> <p>一事件、継続検討事項したいと思います。</p> <p><確認項目例></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人番号 法人名 事業年度 延長月数 資本金 法人税額 課税標準額 外国税額控除額 運行法人税、特区雇用、試験研究費等 分別基準等 	<p>【オプション】</p> <p>法人税額通知と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。</p> <p>【必須】</p> <p>法人税における追加算税の有無が管理でき、収納システムへ連携されること。</p> <p>【削除】</p> <p>チェック項目は課税標準額、使途繰入金、外国税額控除額、全従業員数、該当従業員数、均等割従業員数とすること。</p>	<p>・各構成員が申告登録を行う際の確認項目をご教示いただいた。これらをもとに継続検討事項とし、別途、システムでのチェック項目を検討する。(アビーム)</p>	5. 継続検討	
			<p>申告登録処理が行われていない法人、データ統合処理が行われていない未チェック法人並びに対象申告情報をリスト化できること。</p>		<p>【削除】</p> <p>申告登録処理が行われていない法人、データ統合処理が行われていない</p> <p>【オプション】</p> <p>未チェック法人並びに対象申告情報をリスト化できること。</p>			
			<p>都道府県税連携による未登録法人抽出</p>	4.4.	<p>【オプション】</p> <p>法人税額通知との実合により、法人台帳に未登録の法人を抽出できること。</p>			
0850	3.1.1. 更正入力処理	3.1. 更正・決定	<p>対象年度について前申告情報を自動表示し、国税の申告基礎 (修正申告、更正決定)、国税処理日等を入力して更正処理ができること。</p> <p>更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。</p> <p>更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。</p> <p>※申告基礎=更正決定事由</p>		<p>対象年度について前申告情報を自動表示し、国税の申告基礎 (修正申告、更正決定)、国税処理日 (法人税更正年月日、法人税の修正申告書の提出日) を入力して更正処理ができること。</p> <p>更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。</p> <p>更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。</p> <p>※申告基礎=更正決定事由</p> <p>【オプション】</p> <p>更正・決定処理は、団体の設定により月に複数回、任意の年月日で処理できること。</p>			
			<p>課税標準、各種控除、分別基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。</p> <p>特定寄付金税額控除や仮経理控除、外国税額控除がある場合は明細入力ができること。</p> <p>自動計算した金額について、手動で変更もできること。</p>	<p>以下については、確定申告と同等の登録機能を有すること、という認識に変更します。</p> <p><管理項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の法人税等の額の控除額 (2.2.18.) 特定寄付金税額控除額 (2.2.19.) 仮経理に基づく控除額 (2.2.19.) 租税条約の実施に係る控除額 (2.2.19.) 	<p>課税標準、各種控除、分別基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。</p> <p>特定寄付金税額控除や仮経理控除、外国税額控除、租税条約に基づく控除がある場合は、金額を入力して更正額の計算ができること。</p> <p>各控除額については、確定申告と同様の管理機能を有すること。</p> <p>自動計算した金額について、手動で変更もできること。</p>	<p>・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。</p>	1. 変更なし	
			<p>更正処理登録後も、指定法では取消処理ができること。</p> <p>未申告法人への決定処理も同様とする。</p>	<p><追加検討事項></p> <p>① 確定取消について・・・APPLICTF確認したところ、確定処理は以下のような回答でした。基本は即時確定されるものの、〔4〕で収納連携後でも、通知日までには確定取消ができることなので、通知日までには取消処理ができる旨を補記した上で、「収納システムへ連携されないこと」という記述は削除します。</p> <p>② 差額対応について・・・〔6〕は必須。その際は差額なし又は不要(一社)に差額時の対応について伺います。〔更正決定通知が置かれた場合の処理〕 ※3.1.1.のご意見にも影響</p> <p><APPLICTF回答></p> <p>〔1〕 確定は指定で随時・一括のどちらにも対応か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応可能 : 3社 ・対応不可 (即時のみ) : 3社 ・対応不可 (随時のバッチ処理のみ) : 1社 <p>〔2〕 申告が即時確定されるシステムの場合、更正決定の登録をした場合にも即時で確定されるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即時 : 6社 ・即時ではない : 0社 <p>〔3〕 更正決定登録後かつ通知前の課税台帳はどうなっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通知前には収状態になり、通知に確定状態になる : 0社 - 収状態はなく、即座に確定状態になる : 6社 <p>〔4〕 通知書を発行するまでに、課税側で取消処理した場合は確定も取消になるという理解で良いか (減免も同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定が取消となる : 6社 ・ 確定は取消とならない : 0社 	<p>更正処理登録後も、課税通知日までには取消処理ができる。収納システムへ連携されないこと。</p> <p>未申告法人への決定処理も同様とする。</p>	<p>・変更時には送付先を確認して、再送先が見つからずであれば公示送達に移る。決定を取り消している。取消処理の場合は、履歴が残って確定減額ができる。即時確定はしておらず、月2回の確定処理になる。そのタイミングで収済システムとの連携を行っている。(0市)</p> <p>・取消をするも、履歴が残る。翌月に再度更正処理を行う運用である。(0市)</p> <p>・頂いた意見をもとに仕様書たたき台修正案に追加するとともに、更正決定の確定が即時連携されるシステムであっても、通知日前後で履歴管理を切り分けた上で通知日以降の更正取消のみ履歴を残したり、確定減額により整合が取れるかをみて、APPLICTFに照会する必要がある。(アビーム)</p> <p>【追加必須機能案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更正処理登録後も、通知日までには取消処理ができること。未申告法人への決定処理も同様とする。 ・通知日以降の取消については、更正決定の取消履歴を連携するとともに、課税側で確定した確定の整合性を取れること。法人の申告画面画面上で更正決定の取消履歴が閲覧できること。 	2. 修正	
			<p>更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。</p> <p>決定額は課税標準額をもとに自動計算できること。</p>	4.5.	<p>更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。</p> <p>決定額は課税標準額をもとに自動計算できること。</p>			

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目（論点案） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
0890	3.1.5.		「事務所等がない」法人については、均等前月数（0月を含む）を任意に入力できること。	4.5.			
0900	3.1.6.	更正決定決議・通知書作成	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。	4.5.	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。		
0910	3.1.7.		更正・決定処理後に、更正・決定決議書を発行できること。発行は、個別だけでなく一括でもできること。再発行もできること。	4.5.	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を発行できること。 【オプション①】 通知書は、個別発行だけでなく、指定年月を指定して一括での発行もできること。 【オプション②】※是否発行 個別の更正・決定処理について、通知日を変更して再発行ができること。（選択があった場合の再選択は）	・仕様書たたき台修正案の「オプション②」について、更正決定決議書の選戻対応としての通知日変更による再発行機能は不要である旨確認したため削除する。 ・その他、仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。	2. 修正
0920	3.1.8.		増額更正・決定の場合は、通知書発行と同時に納付額が印字された納付書を発行できること。再発行もできること。	4.5.	増額更正・決定の場合は、通知書発行と同時に納付額が印字された納付書を発行できること。再発行もできること。		
4. 申告書関係							
4.1. 未申告法人調査							
0930	4.1.1.	未申告法人抽出	申告情報（予定・中間・確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。抽出は事業年度や申告期限、申告区分などを任意に選択して作成できること。 未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし/解散/清算終了など）を出力すること。 非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。	6.5.	・構成員の皆様の意見を踏まえて、APPLIC版TFの修正案を採用し、要件を修正しました。 申告情報（予定・中間・確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。抽出は事業年度や申告期限、申告区分などを任意に選択して作成できること。 非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。 【オプション】 未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし/解散/清算終了など）を出力すること。		
0940	4.1.2.		申告書未提出の法人に関する未申告調査票が出力できること。	6.7.	【削除】 申告書未提出の法人に関する未申告調査票が出力できること。		
0950	4.1.3.	申告勧奨通知	未申告期間を指定して、その期間に申告義務があるが未申告となっている申告がない法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。 法人を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。 申告勧奨通知の発送状況を管理できること。	6.8.	【オプション】 未申告期間を指定して、その期間に申告義務があるが未申告となっている申告がない法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。 法人を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。 申告勧奨通知の発送状況を管理できること。 【オプション通知】 通知書は空き時期に対応する、又は未申告法人を対象とした用紙シールを作成できること。 ※ 未申告となっているが 部分が意味重複 削除		
5. 届書							
5.1. 届書発行							
0960	5.1.1.	届書文書発行	以下の証明書の発行ができること。 分別法人の場合、本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 ・所在証明書 ・営業証明書 ・地番変更証明書	5.5.	法人向けに以下の内容を記載した書面証明書の発行ができること。 分別法人の場合は、本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 ・法人名・所在・営業種目等、台帳登録情報 ・所在証明書 ・営業証明書 ・地番変更証明書		
0970	5.1.2.	届書文書発行チェック	証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算終了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。	5.5.	証明書当該書面発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算終了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。		
0980	5.1.3.	届書文書記載変更	証明書の再発行ができること。	5.5.	証明書当該書面の再発行ができること。		

機能名称	仕様書たたき台	規格プロ ローと	追加機能の内容	検討項目（論点案） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
0990	5.1.4.	証明書文書記載 変更	証明書の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。	5.5.		当該書面の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加機能の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果	
6. 減免								
6.1. 減免基本情報管理								
1000	6.1.1. 減免対象抽出・減免申請書作成		減免対象法人(前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人)を特定し、抽出できること。	4.8.		減免対象法人(前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人)を特定し、抽出できること。		
1010	6.1.2.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。個別での作成もできること。	4.8.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。個別での作成もできること。		
1020	6.1.3.		減免対象法人に対して、減免申請書を一括出力できること。	4.8.	<追加機能事項> ・APPLIC既より、「全ての減免対象法人に申請が必要わけではないため、“一括”出力は不要。個別が良い」との意見がありました。 ・仮に個別出力のための機能であれば、そもそも機能として不要であると考えます。(プレプリントした白紙の申請書で事足りるため) ・申請書を送付すること自体が運用が分かるためオプション機能としていますが、仮に一括ではなく“個別”出力であってもオプション機能としては必要という意見があれば、理由とともにご回答ください。	<追加機能結果> ・減免申請書の個別出力については、ほとんどの構成員がオプション機能としても不要としています。 ・また、一括出力は1席、1席から要望がありますが、その他の構成員の運用のようにプレプリントした白紙用紙で足りると思われるため、必須要件とはせず、機能要件からは削除する案をご提示します。	【削除】 減免対象法人に対しても、減免申請書を一括出力できること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正
1030	6.1.4. 減免情報管理		対象法人の減免内容を登録し、減免決議書が出力できること。減免登録の修正、削除もできること。	4.11.		対象法人の減免内容を登録できること。減免登録の修正、削除もできること。 減免決議書が出力できること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正	
1040	6.1.5.		減免不許可の情報についても管理できること。	4.13.		【削除】 減免不許可の情報についても管理できること。		
1050	6.1.6. 減免決定通知書発行		減免決定者に対し、減免決定通知書出力できること。	4.11.	<追加機能事項> ・減免決定通知書はシステム出力が必須でしょうか(減免決議書等はオプションとしているため)。	減免決定者に対し、減免決定通知書出力できること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正	
7. 減免処理・統計資料作成								
7.1. 減免処理								
1060	7.1.1. 減免処理		申告情報をもとに課税額を確定し、課税処理を行えること。 <u>申告処理に係る課税は課税システムに自動連携されること。</u> <u>更正決定処理、減免処理に係る課税は月次で課税システムに反映できること。</u>	5.1.	<追加機能事項> ・APPLIC既より、以下の意見があります。本件、法人町の事前確認結果としては、以下のとおりと想定しています。 ・APPLIC既の意見を踏まえ、課税・収納連携のタイミングは団体意思というよりもパッケージ仕様になる形になると想定されますが、APPLIC既意見の<理由>1・2に対して、受け入れるべきか否か、その理由をご回答願います。 ■法人町の真意(高) ①月次課税・即時課税等は団体によって異なることから、本来的には標準システムとしてどちらのパターンにも対応できることが望ましい ②更正・減免処理は月次で行うケースが最も多いことから、基本的には月次処理(入力の度に課税反映されることは想定していない) <APPLIC既TF意見> 修正案の記載に変更していただきたい。 <理由> 1. 収納システムへ反映するタイミングは団体によって異なるため、標準仕様として、即時や月次というタイミングまで認識するべきではないと考えます。 2. 申告処理、更正決定処理、減免処理で収納システムへ反映するタイミングを分けることは一般的ではないため、処理分けする必要はないと考えます。 ■APPLIC既TF修正機能案 申告情報をもとに課税額を確定し、課税処理を行えること。 申告処理、更正決定処理、減免処理に係る課税は収納システムに連携されること。	・多くの構成員がAPPLIC修正意見を受け入れて良い(収納連携頻度は団体ごとの設定ではなくパッケージの設計に委ねる)としています。 ・したがって、課税のタイミングは決めない(月次・即時などはパッケージ次第とする)こととします。	【修正機能案-必須機能】 申告情報をもとに課税額を確定し、課税処理を行えること。 申告処理に係る課税は、設定により、即時・月次が選択できること。 【修正機能案-オプション】 更正決定処理・減免処理に係る課税は、設定により、即時・月次が選択できること。 【APPLIC修正意見】 申告情報をもとに課税額を確定し、課税処理を行えること。 申告処理、更正決定処理、減免処理に係る課税は収納システムに連携されること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正
1070	7.1.2.		申告情報登録(更正決定・減免を含む)時に、課税年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。	3.7. 3.12. 4.6. 4.11.		申告情報登録(更正決定・減免を含む)時に、課税年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。		
1080	7.1.3. 減免課税の統計処理		課税(減額課税)は、当該課税対象税額の納付年度をもとに自動で振り分けられること。統計資料には振り分けられた金額で集計されること。 ・過年度納付分が現年度で減額課税となったとき→繰出課税 ・現年度納付分が現年度で減額課税となったとき→繰入課税	3.7. 3.12. 4.6. 4.11.		【削除】 課税(減額課税)は、当該課税対象税額の納付年度をもとに自動で振り分けられること。統計資料には振り分けられた金額で集計されること。 ・過年度納付分が現年度で減額課税となったとき→繰出課税 ・現年度納付分が現年度で減額課税となったとき→繰入課税		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加確認の内容	検討項目（論点案） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
1090	7.1.4.		市町村合併の対応として、合併日をもって確定申告において予定申告での既納付額がある場合に還付額を旧自治体へ分割入力できること、合併日をもって還付は届出還付とできること。	3.7. 3.12. 4.6. 4.11.	【削除】 市町村合併の対応として、合併日をもって確定申告において予定申告での既納付額がある場合に還付額を旧自治体へ分割入力できること、合併日をもって還付は届出還付とできること。		
1100	7.1.5.	取納システムへの課税情報受渡	課税情報（更正処理での課税変更を含む）を取納システムへ連携できること。 事業年度の変更を実施した場合は、取納情報の事業年度を一括で変更できること。	5.1.	課税情報（更正処理での課税変更を含む）を取納システムへ連携できること。 【削除】 事業年度の変更を実施した場合は、取納情報の事業年度を一括で変更できること。		
1110	7.1.6.		年度・年月を指定して登録した課税データ（CSVファイル）を抽出することができること。	5.7.	年度・年月を指定して登録した課税データ（CSVファイル）を抽出することができること。		
1120	7.1.7.	課税データ管理					
7.2. 課税表作成							
1130	7.2.1.	課税表作成	課税表（現年度分、過年度分）を作成できること。課税表は、月計・年計を指定して集計できること。	5.7.	課税表（現年度分、過年度分）を作成できること。課税表は、月計・年計を指定して集計できること。		
1140	7.2.2.		下記情報を含む課税情報をCSV出力できること。 ・ 課税額（旧税率分+新税率分） ・ 課税件数 ・ 納税義務者数 ・ 超過税額 課税表作成時に、法人税別の超過税率分を計算できること。	5.7.	下記情報を含む課税情報をCSV出力できること。 ・ 課税額（旧税率分+新税率分） ・ 課税件数 ・ 納税義務者数 ・ 超過税額 課税表作成時に、法人税別の超過税率分を計算できること。		
1150	7.2.3.		以下を作成できること。 ・ 課税件数集計表 ・ 課税内訳表 ・ 標準超過課税表（法人税別） ・ 税率別届出還付集計表 ・ 還付内訳書 ・ 項目別課税表 ・ 税率別月別課税表	5.7.	以下を作成できること。 ・ 課税件数集計表 ・ 課税内訳表 ・ 標準超過課税表（法人税別） ・ 税率別届出還付集計表 ・ 還付内訳書 ・ 項目別課税表 ・ 税率別月別課税表		
1160	7.2.4.	課税資料出力					
1170	7.2.5.	年間集計作成	月別・業種別（事業種目別）の課税額集計表（データ、紙）が作成できること。	5.7.	月別・業種別（事業種目別）の課税額集計表（データ、紙）が作成できること。		
1180	7.2.6.		課税額集計表は課税年度ごと、期間（年月を指定）ごとに出力できること。	5.7.	課税額集計表は課税年度ごと、期間（年月を指定）ごとに出力できること。		
1190	7.2.7.	課税シミュレーション	前年度の課税実績をもとに課税シミュレーションができること。シミュレーションの結果としての法人税額および法人を一覧化できること。	5.7.	【削除】 前年度の課税実績をもとに課税シミュレーションができること。シミュレーションの結果としての法人税額および法人を一覧化できること。		

機能名称	仕様書たたき台	業務フロー	追加確認の内容	検討項目 (論点案) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
7.3 交付税・課税状況集計作成	交付税関係資料の作成ができること。(全国統一様式含む) 【交付税資料1】 ・法人税割に関する調(第1表、付表1、付表2)、課定額に関する調付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・増減理由に関する調(第1表分調編) ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 【交付税資料2】 ・法人税割に関する調(第2表)、課定額に関する調付表4・・・5月及び6月作成 ・増減理由に関する調(第2表分調編) ・法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 【報告資料】※交付税資料1をもとに作成 ・市町村民税法人税割の課定額等に関する調 ・市町村民税法人税割の高額納税義務者に関する調 ・法人住民税高額納税法人上位100社一覧表 ・市町村民税法人税割の高額納税義務者に関する調 ・法人住民税の課定額に関する調 ・歳出交付をした法人に関する調 ・外税控除をした法人に関する調 ・法人税割種目別増減理由 ・法人税割種目別増減理由 【その他】※不均一課税対応 ・不均一課税用課定額集計(不均一課税市町村) ・不均一課税用課定額集計の集計(不均一課税市町村)	7.1.			交付税関係資料の作成ができること。(全国統一様式含む) 【交付税資料1】 ・法人税割に関する調(第1表、付表1、付表2)、課定額に関する調付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・増減理由に関する調(第1表分調編) ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 【交付税資料2】 ・法人税割に関する調(第2表)、課定額に関する調付表4・・・5月及び6月作成 ・増減理由に関する調(第2表分調編) ・法人税割に関する調・・・8月～11月の各月作成 【報告資料】※交付税資料1をもとに作成 ・市町村民税法人税割の課定額等に関する調 ・市町村民税法人税割の高額納税義務者に関する調 ・法人住民税高額納税法人上位100社一覧表 ・市町村民税法人税割の高額納税義務者に関する調 ・法人住民税の課定額に関する調 ・歳出交付をした法人に関する調 ・外税控除をした法人に関する調 ・法人税割種目別増減理由 ・法人税割種目別増減理由 【その他】※不均一課税対応 ・不均一課税用課定額集計(不均一課税市町村) ・不均一課税用課定額集計の集計(不均一課税市町村)		
	課税状況調の集計表を作成できること。(全国統一様式) ・第1表 市町村民税等の納税義務者等に関する調(総括表) ・第1表 市町村民税等の納税義務者等に関する調(総括表) ・第1表明細 ・補定調査表(その1・3) ・補定調査表(その2) ・均等割のみ納税義務者の明細 ・法人均等割に関する調(調査表1.2) ・新設・廃止・区分変更表(調査表1.2) ・設立一覧 ・解任一覧 ・異動一覧 ・第32表 市町村民税の法人税割額の調 ・第32表 市町村民税の法人税割額の調(総括表) ・第32表明細 ・内訳表 ・外税控除・仮装経理控除一覧 ・本社分一覧 ・12か月未済一覧 ・法人区分一覧 ・未申告法人一覧 ・廃止後に申告書提出一覧 ・事業年度相違一覧 ・その他一覧の出力機能 ・第48表 市町村民税の法人均等割に関する調 ・第48表 市町村民税の法人均等割に関する調(総括表) ・第49表 市町村民税の法人税割の分割法人に関する調 ・第49表 市町村民税の法人税割の分割法人に関する調(総括表)	No.7.1. 2.4.6			課税状況調の集計表を作成できること。(全国統一様式) ・第1表 市町村民税等の納税義務者等に関する調(総括表) ・第1表 市町村民税等の納税義務者等に関する調(総括表) ・第1表明細 ・補定調査表(その1・3) ・補定調査表(その2) ・均等割のみ納税義務者の明細 ・法人均等割に関する調(調査表1.2) ・新設・廃止・区分変更表(調査表1.2) ・設立一覧 ・解任一覧 ・異動一覧 ・第32表 市町村民税の法人税割額の調 ・第32表 市町村民税の法人税割額の調(総括表) ・第32表明細 ・内訳表 ・外税控除・仮装経理控除一覧 ・本社分一覧 ・12か月未済一覧 ・法人区分一覧 ・未申告法人一覧 ・廃止後に申告書提出一覧 ・事業年度相違一覧 ・その他一覧の出力機能 ・第48表 市町村民税の法人均等割に関する調 ・第48表 市町村民税の法人均等割に関する調(総括表) ・第49表 市町村民税の法人税割の分割法人に関する調 ・第49表 市町村民税の法人税割の分割法人に関する調(総括表)		
7.4 汎用データ抽出 (EUC)	EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。	7.6.			EUC機能(汎用のデータ抽出機能)を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。		
8 システム共通 8.1 検索	法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。		<追加確認事項> ・(2)同一法人の紐づけ機能について、利用するシーンを確認してください。 ・同一法人を重複登録してしまった場合に、1.1.9の「台帳削除」(課税情報がない場合)があれば、事実上は利用するシーンはありませんか？(法人住民税システムの機能として必須ではない) ・上記の場合でも、個人住民税「特例事業所」など、他税目で利用している法人宛名と一致させることが望ましいため、同一法人管理は必須ですか？(宛名管理システムとしての必須機能)		法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。 【追加必須要件】 ・ 検索の法人を検索して、同一法人の登録ができること。 ・ 同一法人の登録をした法人を上位で検索できること。 ※上記は宛名管理システムでの実装を要とする。		2.修正
	法人名(カナ・漢字・アルファベット)、法人番号、法務番号、法人管理番号、所在地(本店(所在地が管轄外も含む)・支店)、清算化検索、あいまい検索ができること。		<追加確認事項> ・前項に付より、以下のとおり修正意見がありました。 事前確認事項で確認をさせていただいた項目と重複しますが、改めて下記項目について、検索条件として必要か確認させてください。 ① 所在地(本店(所在地が管轄外も含む)・支店) ② 決算月 ③ 申告月 ④ eTAX利用者ID <APPLICTF注意> 【修正案】 ・検索項目から以下の項目を削除していただきたい。 ・所在地(本店(所在地が管轄外も含む)・支店)、決算月、申告月、eTAX利用者ID 【理由】 ・利用機会がない、または利用頻度が低いと想定されるため。	<追加確認事項> 必須項目としたものについて、 ①所在地(本店・支店)・・・C,G,H,I市 ②決算月・・・G,I市 ③申告月・・・G市 ④eTAX利用者ID・・・G,K市 ※①所在地・・・必須として残します。 ※②決算月・・・電話等問合せ時に使うケースは少ないと考えます。どのようなときに利用されますか。 ※③申告月・・・法人検索では利用頻度が低いと考えます。 ※④eTAX利用者ID・・・1.1.13で追加確認しています。これの紐づけを整理します。 一なお、上記はすべて法人番号の管理が促進されれば必須機能ではなくなる可能性がある点、考慮事項にならと考えます。	法人名(カナ・漢字・アルファベット)、法人番号、法人管理番号、所在地(本店(所在地が管轄外も含む)・支店)、清算化検索、あいまい検索ができること。 【オプション】 ・決算月 ・申告月 ・eTAX利用者ID		・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。
							2.修正

機能名称	仕様書たたき台	最新プロト	追加機能の内容	検討項目 (論点集) ※2020/9/8時点	仕様書たたき台 (修正案) ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
1250	8.1.3.		複合検索ができること。 〔(明・氏名「〇〇建設」かつ住所が「A県B市」など)〕		【オプション機能】 複合検索ができること。 〔(明・氏名「〇〇建設」かつ住所が「A県B市」など)〕		
1260	8.1.4.		検索履歴を保持し、検索履歴から検索ができること。		検索履歴を保持し、検索履歴から検索ができること。		
1270	8.1.5.		法人代表者氏名での検索ができること。		【削除】 法人代表者氏名での検索ができること。		
1280	8.1.6.		旧法人名、旧住所での検索ができること。 合併前法人名でも検索できること。	<追加機能事項> ・APPLICRFより、旧法人名・合併前法人名による検索は利用機会が少ないことからオプションとするべきとの意見がありました。 ・旧法人名・合併前法人名による検索について、必須とすべきか否かについて、各団体の意見を伺いたいと思います。必須とした場合、理由についてもご教示いただきたいです。	旧法人名・合併前法人名の検索要件 ・必須・・・B市 ・オプション・不要・・・C,D,E,F,G,H,J,K市 一実装していないパッケージへの実装を要求するものではないこと、データ移行の阻害要因等にもならないと考えられるため、オプション機能として定義します。	旧法人名での検索ができること、合併前法人名でも検索できること。	・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正
8.2. 台帳出力							
1290	8.2.1.	法人索引簿 (一覧表) を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。 法人索引簿には、法人基本情報 (法人管理番号、法人名、住所、現況区分、決算期、法人区分など) を出力できること。 → 組織区分、法人区分、分割区分、業種区分、均等割号数の区分を指定可能なこと。 → 地方、都入、収益事業開始、非収益等なし、解散、除却等の現況区分を指定できること。 → 登録年月日で範囲指定ができること。 → 連結、延長法人等の各種条件を指定できること。			【削除】 法人索引簿 (一覧表) を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。 法人索引簿には、法人基本情報 (法人管理番号、法人名、住所、現況区分、決算期、法人区分など) を出力できること。 → 組織区分、法人区分、分割区分、業種区分、均等割号数の区分を指定可能なこと。 → 地方、都入、収益事業開始、非収益等なし、解散、除却等の現況区分を指定できること。 → 登録年月日で範囲指定ができること。 → 連結、延長法人等の各種条件を指定できること。		
1300	8.2.2.	申告書データが一覧化された申告索引簿が出力できること。			【削除】 申告書データが一覧化された申告索引簿が出力できること。		
1310	8.2.3.	法人台帳出力 法人ごとの基本情報 (法人台帳) を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ氏名、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。			法人ごとの基本情報 (法人台帳) を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ氏名、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		
1320	8.2.4.	課税台帳出力 法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、課税年月、法人番号、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。			法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、課税年月、法人番号、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		
1330	8.2.5.	税理士一覧 税理士情報と関連法人の一覧が出力できること。 関連法人一覧は、指定した税理士に関係づけられている法人が、税理士単位で確認できること。		※1.1.5.に合わせてオプション化しました。	【オプション】 税理士情報と関連法人の一覧が出力できること。 関連法人一覧は、指定した税理士に関係づけられている法人が、税理士単位で確認できること。		・仕様書たたき台修正案のとおりで問題ない。 2. 修正
8.3. 保守機能							
1340	8.3.1.	各種設定コードや産業分類等のメンテナンスができること。 外部構築の通知書や公印データ等のメンテナンスができること。 管理情報、コードの一覧表が発行できること。			各種設定コードや産業分類等のメンテナンスができること。 外部構築の通知書や公印データ等のメンテナンスができること。 管理情報、コードの一覧表が発行できること。		
1350	8.3.2.	マスタ保守 法人税割、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正等管理できること。 均等割ランクの条件設定、均等割税額の設定ができること。			法人税割、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正等管理できること。 均等割ランクの条件設定、均等割税額の設定ができること。		
1360	8.3.3.	合併旧自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。 新旧自治体の税率登録、段階的税率変更対応ができること。			【削除】 合併旧自治体毎の不均一課税のための登録・管理ができること。 新旧自治体の税率登録、段階的税率変更対応ができること。		
1370	8.3.4.	法人台帳に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。		※1.1.5.に合わせてオプション化しました。	【オプション】 法人台帳に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。		
8.4. 検索システム連携							
1380	8.4.1.	宛名管理システムに法人基本情報を連携できること。					
8.5. その他 (対象外)							
1390	—	その他					

機能名称	仕様書たたき台	議題プロ ローと	追加確認の内容	検討項目（論点集） ※2020/9/8時点	仕様書たたき台（修正案） ※2020/9/8時点	議事概要	検討結果
1400			<p><追加確認事項> ・APPLIC脱ITより、以下の条件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・本件、以下の「条件の考え方・根拠」に記載されているケースは実際にあるのでしょうか。 （本来異なる自治体を受け付けた時点で、e-TAX・紙の両方で法人基本台帳・課税台帳との不整合が分かるのでは、とも思います） ・本件、予定申告の取消処理並びに課税減額処理の運用ケースをご確認いただき、必要か否か、その理由をご回答いただければと思います。</p> <p><条件の追加要望> カテゴリ：2.2. 申告書登録・課税作成 追加したい行：2.2.26. の後ろ オプション機能：予定申告の取消処理を行えること。</p> <p>条件の考え方・根拠： 市町村の境界近くに所在する法人の場合、予定申告書の送付が本来とは異なる自治体に送付してしまうケースがあります。 市町村がその申告書を受け付け、課税の締日を遅れた後に法人より取消の連絡が入った場合、単純に予定申告データを削除してしまうと過去課税月の課税額に影響を及ぼしてしまう為、過去課税月の課税額を変更させたくないケースも考慮し、当月分として新たに課税減額データを生成する「予定申告の取消」機能をオプションとして提案します。</p>	<p>・APPLIC脱ITの提示した事例に該当するケースは想定しがたいものの、義務のない法人から申告を受理した場合の取消はできる方が良いという意見が見られました。（E市、H市）</p> <p>→一方で、本件ご要望のように、課税申告書でも取消が必要であれば、2.2.3.の修正案で対応が可能でしょうか。</p> <p>→2.2.3.の修正案を必須条件とすれば、本件オプション追加する必要はないと考えます。</p>		<p>・2.2.3.「（申告書）訂正・削除」の要件で対応できること、予定申告書に限定した機能を定義する必要性は低いことから、本件は仕様書へは反映しないこととする。（アビーム）</p>	3. 削除
1410			<p><追加確認事項> ・APPLIC脱ITより、以下の条件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・1.1.2.で削除した条件と同じ（個人住民税の特徴事業所等を想定）ですが、本件はオプションで必要な機能でしょうか。 →法人というよりも、税金管理システムの要件ですが、各構成員の運用で特徴事業所等との紐づけ管理の際に法人管理番号まで変更されているか、等運用や必要性に関してご意見を頂ければと思います。</p> <p><条件の追加要望> カテゴリ：1.1. 基本情報登録・修正 追加したい行：1.1.17. オプション機能：法人管理番号を別の番号に変更できること。</p> <p>条件の考え方・根拠： 法人住民税システムで使用している法人管理番号を、他税目で使用している「共通宛名の管理番号」に変更したいという要望があります。 再案とすると、同一の法人に対し、できるだけ複数の宛名データを作成したくないという団体内の都合があります。 業務システムとして必須ということではない為、オプションとして提案します。</p>	<p>・各構成員の現行運用をもとにすると、必要性が分かりづらいですが、実装されているパッケージは存在する認識です。 ・名寄・紐づけ管理ができれば重要性は高くないかも知れませんが、宛名管理システムの実装方法は各社異なることから、全体整合が取れることを条件にオプション機能として追加します。</p> <p>→1.1.2.の要件に追加しました。</p>		<p>・APPLIC脱ITからの追加要件（法人管理番号の手動変更）について、運用上は自動採番のもので必要ないと考えられる。（K市） →APPLIC脱ITの要件案（法人管理番号の任意変更）は削除する。（総務省）</p>	3. 削除
1420			<p><追加確認事項> ・APPLIC脱ITより、以下の条件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・構成員におかれては、システム間の課税ズレが発生するが、発生した場合どのように対応しているかを回答ください。 ・その上で、オプション機能であれば以下の追加要望機能が実装されていることが有用であるか否かについて、ご意見をお願いいたします。</p> <p><条件の追加要望> カテゴリ：7.2. 課税表作成 追加したい行：7.2.8. オプション機能：収納システムと法人住民税システムで課税額に不一致が発生している法人を抽出できること。</p> <p>条件の考え方・根拠： 月次の率額として、収納システムと法人住民税システムの課税額比較を行う場合があります。基本的には両者は一致するはずですが、収納担当者が収納システムの画面から課税額を変更してしまった等、何らかの理由により差異が発生するケースがあります。 両システムの課税額の比較時に差異が発生した場合、対象のデータを特定するのに時間を要することとなるため、オプションとして当該機能を提案します。</p>	<p><追加確認結果> ・必須・・・なし ・オプション・・・E、H、I市 ・不要の不明・・・B、C、D、G、J、K市</p> <p>【確認事項】 法人の届出は、課税台帳が原本である、という認識で良いでしょうか（原則は収納側の課税が課税側に合わせる）。 →収納システムとの差が発生する構成員に当たっては、どのような理由で発生するかを調査ください。（それを踏まえて、収納側と調整します。）</p>		<p>・法人住民税システムへ申告書入力した際の入力誤りにより、歳入・歳出運付のズレが発生することがある。決算時に原因確認のためにシステム事業者に関連資料を出してもらっている。法人住民税システムでは、これをもとに課税ズレを調整することはおらず、収納システム側を正として債権を管理している。（E市） ・E市と同様に、準入力をした場合に課税のズレが発生する懸念。（H市） →本件、有用な機能としてオプション機能で定義する。なお、定義する業務システムは収納管理Wと適宜調整の上で決定する。（アビーム）</p>	4. 追加